令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監査実施日	令和元年11月26日		
実地・書面の別	実地		
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

(総評)

- ・前回の指摘事項と同様の指摘事項があるので、早急に改善すること。
- ・定期的に福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について法人ホームページで公表するとともに、苦情解決の取組、法人内外の各種研修会参加により福祉サービスの質の向上に努めている。また、福祉関係養成校等の実習生の受入れやボランティアの受入れなど地域社会に開かれた事業運営に努めている。

やボランティアの受入れなど地域社会に開かれた事業運営に努めている。			
文書指摘事項		是正・改善状況報告	
1	複数の役員等による立会が行われて	今後は評議員の立ち合いの調整を図	
	いない入札があった。	る。	
	ついては、入札を行う場合は、監事や、	なお、複数理事、監事についても漏れ	
	複数の理事(理事長を除く)及び評議員	なく立ち会うよう入札日程を調整する。	
	が立ち会うこと。		
	なお、本件については、前回も同様の		
	指摘をしており、必ず改善すること。		
	(徹底通知5 (2) ウ)		
2	皆生やまと園拠点区分の拠点区分事	施設整備(固定資産)に係る寄附物品	
	業活動計算書の経常経費寄附金収益に	と計上の処理を混同していたものであ	
	経常経費に対する寄附物品が計上され	る。	
	ているにもかかわらず、拠点区分資金収	今後は寄附金台帳等を十分に確認の	
	支計算書の経常経費寄附金収入に計上	上、漏れのないよう留意する。	
	されていなかった。		
	ついては、寄附物品については、取得		
	時の時価により、経常経費に対する寄附		
	物品であれば経常経費寄附金収入及び		
	経常経費寄附金収益として計上するこ		
	と。		
	(留意事項9 (2))		
3	計算書類の附属明細書について、事業	前回監査において拠点区分間の繰入	

3 計算書類の附属明細書について、事業 区分間及び拠点区分間貸付金(借入金) 残高明細書に内部貸借取引の残高の一 部の科目(事業未収金、未収金、その他 の流動資産、その他の未払金、預り金、 その他の流動負債)が記載されていなか った。

ついては、資金の繰替使用は通知等に おいて制限されているものがあるため、 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入 前回監査において拠点区分間の繰入 金のほか立替金及び事業未収金などを 記載するよう指摘を受けたため、当該科 目について貸付金(借入金)残高明細書 を作成していたが、「その他の流動資産」 等が未作成であったので、令和元年度決 算以降は全ての事業間及び拠点間の内 部取引について貸付金(借入金)残高明 細書を作成する。 金)の科目を使用するなどして、事業区 分間及び拠点区分間の貸借残高である ことが分かるよう是正し、年度内に補て んされていないものについては、事業区 分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残 高明細書に記載し、繰替使用の制限の確 認ができるようにすること。

なお、本件については、前回も同様の 指摘をしており、必ず改善すること。

(会計省令第30条、運用上の取扱い25 (1)、留意事項12)

ついては、雑収益はサービス活動外収 益に計上すること。

なお、本件については、前回も同様の 指摘をしており、必ず改善すること。

(会計省令第22条第2項)

財務会計システムの入力ミスによる ものである。

入力方法の周知徹底を図るとともに、 本部で元帳等の確認を定期的に行う。